

第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

資料8

R8.8.27

1. 10期計画に向けての地域包括支援センターの体制について

市直営の東松山市地域包括支援センターは、令和9年3月31日をもって廃止します。

1.現在の地域包括支援センターの設置・運営について

- (1) 担当地区制：市内6か所
- (2) 基幹型センター：市直営 東松山市地域包括支援センター
- (3) 圏域センター：委託5か所
 - ① 総合福祉エリア地域包括支援センター（東松山市社会福祉協議会）
 - ② 東松山ホーム地域包括支援センター（社会福祉法人 松仁会）
 - ③ 年輪福祉ホーム地域包括支援センター（社会福祉法人 敬寿会）
 - ④ わかばの丘地域包括支援センター（医療法人 若葉会）
 - ⑤ アースサポート東松山地域包括支援センター（株式会社 アースサポート）

2.現行の市直営の基幹型センターの役割について

基幹型センターは、圏域センター間の施策立案や総合調整、総合支援や統括、指導監督を行います。また、事業の実施主体として、その運営について適切に関与するものとし、高齢者の保健福祉の促進を担うため、以下の業務を実施しています。

- (1) 総合相談支援業務
- (2) 高齢者虐待防止などの権利擁護業務
- (3) 介護支援専門員が抱える支援困難事例等への助言、支援などの包括的・継続的ケアマネジメント業務
- (4) 認知症総合支援事業の推進
- (5) 地域ケア会議の実施及び委託包括が把握する地域課題の集約
- (6) 医療と介護の連携を含めた関係機関とのネットワーク構築
- (7) 生活支援サービスの体制整備

3.令和9年4月1日以降について

- (1) 市直包括が以前行っていた介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務については、令和4年4月までに圏域センターに移行しています。
- (2) 圏域センター間の施策立案や総合調整、総合支援や統括、指導監督は地域包括支援センター事業の実施主体としての市の業務です。
- (3) 総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、認知症総合支援事業、医療と介護の連携及び生活支援サービス体制整備は、介護保険法にて市の業務と定められていること、また、老人福祉法及び老人福祉法及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定からも市が行う業務です。

(4) 地域ケア会議については、介護保険法の規定により、その設置が市の努力義務とされています。

以上(1)から(4)までのことから、市では市直営の東松山市地域包括支援センターを廃止する令和9年4月以降も、上記2の基幹型センターとしての役割を行ってまいります。

2. 市内事業所の今後の増加・拡大の意向について

事業所名	拡大意向のあるサービス	拡大内容
特養A	特養	増床
特養B	特養、地域包括支援センター	増床
訪問看護A	訪問看護、サテライト設置	職員増員
通所介護（デイサービス）	通所介護（デイサービス）	定員増
訪問看護B	訪問看護、	利用者増